

第九十四回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第 五 号

昭和五十六年三月二十四日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 山下 徳夫君

理事 今井 勇君

理事 戸沢 政方君

理事 田口 一男君

理事 平石磨作太郎君

金子 岩三君

小坂徳三郎君

竹内 繁一君

友納 武人君

長野 祐也君

葉梨 信行君

浜田卓二郎君

牧野 隆守君

池端 清一君

川本 敏美君

梶野 泰二君

大橋 敏雄君

浦井 洋君

石原健太郎君

理事 戸井田三郎君

理事 湯川 宏君

理事 森井 忠良君

理事 米沢 隆君

木野 晴夫君

古賀 誠君

谷垣 專一君

中野 四郎君

丹羽 雄哉君

八田 貞義君

船田 元君

箕輪 登君

金子 みつ君

佐藤 誼君

永井 孝信君

塩田 晋君

小沢 和秋君

菅 直人君

出席國務大臣

労働大臣 藤尾 正行君

出席政府委員

労働大臣官房長 谷口 隆志君

労働省労働基準局長 吉本 実君

労働省職業安定局長 関 英夫君

労働省職業訓練局長 森 英良君

委員外の出席者

議員 永井 孝信君

社会労働委員会調査室長 河村 次郎君

委員の異動

三月二十日

石原健太郎君

小杉 隆君

同日

小杉 隆君

補欠選任

石原健太郎君

三月二十日

労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外三名提出、衆法第一七号)

は本委員会に付託された。

本日(の)の会議に付した案件

雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第二三三号)

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外三名提出、衆法第一七号)

山下委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

森井忠良君。

○森井委員 この際、確認をしておきたいことがありますので、幾つか御質問を申し上げます。

その第一は、今後の高齢化社会への移行及び低成長経済のもとでの雇用情勢に対応していくためには、各種給付金の見直しというだけでなく、雇用対策全般についてそれを見直し、改善を図る必要があると考えるのでございますが、所見を承っておりますか。

○藤尾國務大臣 高齢化社会への移行等の社会経済情勢の変化の中で、雇用の安定を図ることは今後ますます重要となると考えております。そのため雇用対策全般をより適切なものとするための検討を常時行っていく必要があることは当然であり、今後ともそのための努力を払ってまいらる所存であります。

○森井委員 高齢者あるいは心身障害者の雇用を促進する上で、これらの方々の就労を容易にするための施設設備の整備、これらの方々に適した職種の開発等により就労分野の拡大をより一層進めるべきであると考えておりますが、今後の方針を伺いたいと存じます。

○藤尾國務大臣 高齢者の就労分野の拡大を図るため、今回の改正においては、高齢者が就労しやすいよう施設設備の改善を促進するための高年齢者職場改善資金融資制度を設けることといたしましたところであります。

また、身体障害者のための施設設備の改善を促進するため、身体障害者雇用納付金制度に基づく助成金の改善を図ることとしております。

さらに、高年齢者、身体障害者に適した職種の開発については、今後とも積極的に取り組むとともに、民間事業所に対する指導の徹底を図ってまいらる方針であります。

○森井委員 今後各種給付金の具体的な支給の対象、内容、要件等に関する基準を定める場合に、関係労使の意見を十分聞いた上、適切なものにするべきであると考えておりますが、どのよう

うにされる所存なのか、見解を承っておきたいと存じます。

○藤尾國務大臣 各種給付金の具体的な支給の対象、内容、要件等につきましては、今後改めて関係審議会にお諮りして定めることとなりますが、その際には、関係審議会を通じて関係労使の意見を十分聞いた上、適切な内容のものとする考えであります。

○森井委員 次は、定年延長奨励金の廃止の時期の問題でございます。

定年延長奨励金につきましては昭和六十年までということになっておるわけでございます。政策目的はわかるわけでございますが、六十歳定年がまだ十分普及していない段階にございますので、今後の状況を見ながら最終的に廃止の時期を決めるべきであると考えておりますが、所見を承っておきたいと存じます。

○藤尾國務大臣 定年延長奨励金については、六十歳定年制の普及が見込まれる昭和六十年までのものとするとしていたしておりますが、なお今後の定年延長の進展の状況を見きわめ、必要があれば定年延長奨励金の廃止の時期について改めて見直しを行うこととする所存であります。

○森井委員 最後でございますが、今後労働者の職業生涯を通じて、そのニーズに的確に対応した体系的、段階的な職業能力の開発向上を図ることがきわめて重要であると考えておりますが、その実現に向けてどのように施策を進められるのか、所見を承りたいと存じます。

○藤尾國務大臣 今後の高齢化社会への移行等に対応し、労働者の職業生活の全期間を通じて職業生涯を見通した形で段階的、体系的な職業能力の開発向上を図っていくことが重要な課題であると考えております。このため、職業訓練関係の各種給付金につきましては、その方向に沿って一層

の充実を図り、労働者のニーズに即応した教育訓練機会の確保に努めてまいる所存であります。

○森井委員 終わります。

○山下委員長 これにて本案に対する質疑は結局いたしました。

○山下委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山下委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○山下委員長 この際、湯川宏君外六名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合七派共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。田口一男君。○田口委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合を代表いたしました。本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。  
一 労働者の雇用の安定を促進するため、定年延長、労働時間の短縮と週休二日制の実施をなお一層推進し、その早期実現を期すること。

二 高齢化社会への移行及び今後の雇用情勢に対応して、特に高年齢者、心身障害者等の雇用を促進し、確保するため、各種給付金制度の一層の充実を図るとともに、施設、設備の整備、改善、職種の開発等により、就労分野の拡大に努めること。  
三 特定求職者雇用開発助成制度については、今後雇用情勢が極めて悪化した場合、その状況に応じて、対象労働者の範囲、助成内容等につき、さきの中高年齢者雇用開発給付金の実施などの経緯を踏まえ、迅速かつ適切に対応できるよう、緊急時における特例措置について万全を期すること。

四 各種給付金の支給の対象、内容、要件等に関する基準の設定に当たっては、関係審議会等を通じて関係労使の意見を十分聞いたうえで、給付金の目的に即して有効に活用できるものとなるよう措置すること。  
五 各種給付金の整理統合に伴い、給付内容、支給要件等について関係者への周知徹底に努めるとともに、手続を簡素化し制度の積極的な活用を図ること。

六 職業生涯を通じて段階的かつ体系的な職業能力の向上が行われるよう、職業訓練関係の各種給付金についても、一層の充実を図るとともに、労働者のニーズに即応した教育訓練機会の確保に努めること。  
七 日雇失業給付について、段階制の是正等その改善について所要の措置を講ずること。

以上であります。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○山下委員長 以上で趣旨説明は終わりました。採決いたします。  
湯川宏君外六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山下委員長 起立総員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付すことに決しました。

○山下委員長 お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○山下委員長 この際、労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。藤尾労働大臣。

○藤尾国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、これが実現に努力をいたす所存であります。

○山下委員長 次に、内閣提出、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。藤尾労働大臣。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載)

○藤尾国務大臣 ただいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

中小企業退職金共済法につきましては、昭和三十四年に中小企業退職金共済法が制定され、中小企業の常用労働者を対象として、中小企業退職金共済事業団が運営する一般の退職金共済制度が設けられたところであります。その後、昭和三十

九年の同法の改正により、労働大臣が指定する特定業種に期間を定めて雇用される労働者を対象として、業種ごとに設立される退職金共済組合が運営する特定業種退職金共済制度が創設され、同年に建設業退職金共済組合が、また、昭和四十二年に清酒製造業退職金共済組合が、それぞれ発足し、この制度を運営してきたところであります。

ところで、当面する厳しい社会経済情勢及び財政事情等にかんがみ、行政改革の実施が現下の緊要の課題となっており、政府は、昨年十二月の閣議において、特殊法人の整理合理化の一環として、建設業退職金共済組合と清酒製造業退職金共済組合とを統合することを決定したところであります。

また、今後、林業等を特定業種として追加した場合における当該特定業種に係る退職金共済制度の実施体制につきましても、その整備を図っておくことが必要となっております。

このため、ここに中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案の主たる改正内容は、特定業種ごとに設置される退職金共済組合において、それぞれの退職金共済事業を実施することとしたしてあります。現行制度を改め、特定業種に係る退職金共済事業のすべてを一個の特定業種退職金共済組合において実施することとしたこととあります。

これに関連して、まず第一に、簡素、効率的な実施体制を整備し、役員削減等を図ることとしたしてあります。

第二には、特定業種退職金共済制度の特殊性にかんがみ、新たに設置される特定業種退職金共済組合におきましては、特定業種ごとに、運営委員会を置くこと、区分経理を行うこと等により、特定業種ごとの事業が引き続き円滑かつ効果的に運営されるようにすることといたしてあります。

第三には、今後新たに特定業種が指定されるときにおきましては、当該特定業種の中小企業者等

から成る準備委員会を置くこと等、所要の措置を講ずることにより、当該特定業種に係る業務を円滑に開始し得るよういたしております。

この法律案による主たる改正内容は以上のとおりであり、この法律の附則におきまして、新たに設置される特定業種退職金共済組合の設立手続のほか、現在特定業種ごとに設けられている退職金共済組合の解散及びそれに伴う新組合への権利、義務の承継、その他所要の経過措置を規定いたしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。

○山下委員長 次に、理事会の申し合わせにより、去る三月二十日本委員会に付託になりました森井忠良君外三名提出、労働基準法の一部を改正する法律案を議題とし、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。永井孝信君。

### 労働基準法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○永井議員 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました労働基準法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

いまや完全失業者は恒常的に百二十万人を超え、景気が回復してからもなお増加傾向にあります。

そればかりではありません。事実上の失業者、あるいは半失業者ともいふべき人々がこの何倍もおります。総理府の就業構造基本調査によると、十五歳以上の人口八千八百三十万人のうち、不就業者つまり無業者は、三千三百五十六万人お

すが、そのうち千三十五万人は就業を希望している人々であります。また、有業者であつても、きわめて不安定でしかも劣悪な労働条件にあるために、転職を希望する者が四百七十六万人もおります。この両者を加えた事実上の失業者総数は、こうして千五百万人を超えているわけでありま

す。現在の賃金労働人口四千三十八万人に対し、実に千五百万人もの人々が、失業あるいは失業に近いきわめて不安定な状況に置かれているということ、私どもが看過してよいはずはありません。

しかも、有効求人倍率は、さして改善されそうにない、失業者の再就職はきわめて困難になつております。のみならず新卒者の就職も困難になつており、大学には留年が激増しております。

このような失業の増加と、雇用不安定の進行に對して、雇用を拡大し、安定化させるためには、従来の政府の施策では余りにも不十分であり、実効に欠けていることが明らかになつております。

完全週休二日制を実施することによつて、一人当たりの労働時間を短縮することが必要不可欠になつております。時間外労働、休日労働等を、賃金割増率の引き上げによつて減少させ、雇用拡大に転化させることも重要になつております。しかもそのためには、法改正抜きの行政指導のみでは限界に達していることも、すでに実証されているところであります。

日本は欧米諸国に比べても、合理化が高度に進められ、労働密度が非常に高くなつていながらも、かつ、長時間労働が続けられております。そのため労働災害や職業病が多発し、健康を奪われている労働者が大変多く、しかも近年増加傾向にあります。日本人は一年間に十三カ月働いてい

ますが、そのうち千三十五万人は就業を希望している人々であります。また、有業者であつても、きわめて不安定でしかも劣悪な労働条件にあるために、転職を希望する者が四百七十六万人もおります。この両者を加えた事実上の失業者総数は、こうして千五百万人を超えているわけでありま

す。現在の賃金労働人口四千三十八万人に対し、実に千五百万人もの人々が、失業あるいは失業に近いきわめて不安定な状況に置かれているということ、私どもが看過してよいはずはありません。

しかも、有効求人倍率は、さして改善されそうにない、失業者の再就職はきわめて困難になつております。のみならず新卒者の就職も困難になつており、大学には留年が激増しております。

このような失業の増加と、雇用不安定の進行に對して、雇用を拡大し、安定化させるためには、従来の政府の施策では余りにも不十分であり、実効に欠けていることが明らかになつております。

完全週休二日制を実施することによつて、一人当たりの労働時間を短縮することが必要不可欠になつております。時間外労働、休日労働等を、賃金割増率の引き上げによつて減少させ、雇用拡大に転化させることも重要になつております。しかもそのためには、法改正抜きの行政指導のみでは限界に達していることも、すでに実証されているところであります。

日本は欧米諸国に比べても、合理化が高度に進められ、労働密度が非常に高くなつていながらも、かつ、長時間労働が続けられております。そのため労働災害や職業病が多発し、健康を奪われている労働者が大変多く、しかも近年増加傾向にあります。日本人は一年間に十三カ月働いてい

ますが、そのうち千三十五万人は就業を希望している人々であります。また、有業者であつても、きわめて不安定でしかも劣悪な労働条件にあるために、転職を希望する者が四百七十六万人もおります。この両者を加えた事実上の失業者総数は、こうして千五百万人を超えているわけでありま

服するためにも、労働時間の短縮、完全週休二日制の早期実現は不可欠になつておるのであります。社会党は、このような状況にかんがみ、完全週休二日制の実現のために、労働基準法の改正を提案する次第であります。

次に、この改正法案の内容について御説明申し上げます。

第一は、週休二日制についてであります。この改正法は、労働者に対して毎週少なくとも連続した二日の休日を与えなければならぬものとする事といたしております。現行第三十五条は毎週少なくとも一回の休日を与えなければならぬと定めておりますが、これを連続した二日の休日と改めるのであります。

また、これに伴つて、第三十二条の週労働時間は現行の四十八時間以内を四十時間以内で改めることにいたしました。

したがつて、また、第六十条第二項の、満十五歳未満の年少者の週労働時間は、現行の四十二時間を三十五時間に改めるものといたしております。

第二に、時間外、休日労働等の賃金割増率の引き上げについてであります。この改正法は、第三十七条の、時間外労働の賃金割増率を、現行の二五％から、五〇％に引き上げるものとすることといたしております。

休日労働の賃金割増率は、現行の二五％から、一〇〇％に引き上げることといたしております。深夜労働の賃金割増率は、現行の二五％から一〇〇％に引き上げることといたしております。

労働時間及び第三十四条の休憩に関する規定の別段の特例を廃止することといたしました。

最後に、この改正法は、中小企業における完全実施のための準備期間を配慮し、一年後の昭和五十七年四月一日から施行するものとする事といたしております。

以上、この法律案の提出理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。

○山下委員長 これにて両家の趣旨説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十三分散会

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

ければ」に改める。  
第六十四条の見出し中「及び数」を削り、同条中「とし、特定業種ごとに、全国を通じて一個」を削る。

第六十八条の前の見出しを削り、同条及び第六十九條を次のように改める。

第六十八條及び第六十九條 削除

第七十條第一項第六号中「評議員会」を「運営委員会」に改める。

第七十一條第一項中「五人以上」を「四人以内」に、「二人以内」を「二人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 組合に、役員として、前項の監事のほか、非常勤の監事三人以内を置くことができる。

第七十三條の見出しを「運営委員会の設置及び権限」に改め、同条第一項中「評議員会」を「特定業種ごとに、運営委員会」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

組合の業務のうち特定業種ごとに行われるものの運営に関する事項で次に掲げるものについては、当該特定業種に係る運営委員会の議を経なければならぬ。

第七十三條第二項第一号中「変更」の下に「第七十條第一項第七号から第十号までに掲げる事項に係るものに限る。」を加え、同項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、当該特定業種に係る業務の運営に關し特に重要な事項

第七十三條第三項中「評議員会」を「運営委員会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(運営委員会の組織)

第七十三條の二 運営委員会は、運営委員二十人以上及び理事長が指名する理事一人をもつて組織する。

2 運営委員会に委員長一人を置き、運営委員の互選により選任する。

3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。  
4 運営委員会は、あらかじめ、運営委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代

理する者を定めておかなければならぬ。

第七十四條の見出しを「運営委員」に改め、同条第一項中「評議員」を「運営委員」に、「理事長が労働大臣の認可を受けて」を「労働大臣が」に改め、同条第二項中「並びに第三十九條第二項及び第三項」を、「第三十九條第二項及び第四十三條」に、「評議員」を「運営委員」に改め、「又

は理事長」の下に「は、それぞれ」を加え、「理事長」を「労働大臣は、」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(運営委員会の議事)

第七十四條の二 運営委員会は、委員長又は第七十三條の二第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、運営委員及び同条第一項の規定により理事長が指名した理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第七十五條第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「当該特定業種に係る」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項第二号及び第三号に掲げる業務は、特定業種ごとに行われる同項第一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、第七十六條の三の規定により設けられている当該特定業種に係る特別の勘定に属する資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行われなければならない。

第七十六條の次に次の二條を加える。

(特定業種の指定に伴う措置)

第七十六條の二 労働大臣が特定業種の指定をしたときは、当該特定業種に係る第七十五條第一項第一号の業務の開始に必要な準備を行うため、組合に、準備委員会を置く。

2 準備委員会は、当該特定業種に属する事業を営む中小企業者（当該中小企業者が法人であるときは、その代表者）及び当該特定業種に係る

組合の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから労働大臣が任命した委員（次項において「準備委員」という。）並びに理事長をもつて組織する。

3 第七十三條の二第二項から第四項まで及び第七十四條の二の規定は、準備委員会について準用する。この場合において、第七十三條の二第二項及び第四項中「運営委員」とあるのは「準備委員」と、第七十四條の二第一項中「運営委員及び同条第一項の規定により理事長が指名した理事」とあるのは「準備委員及び理事長」と読み替えるものとする。

4 組合は、準備委員会の議を経て、当該特定業種に係る第七十五條第一項第一号の業務を開始するため、定款の変更を行い、第七十條第二項の認可を受けなければならない。

5 組合は、準備委員会の議を経て、当該特定業種に係る第七十五條第一項第一号の業務を開始するため、当該業務を開始する事業年度の事業計画及び予算を作成し、又は変更し、第七十八條第一項において準用する第四十八條の認可を受けなければならない。

6 組合は、前二項の認可を受けたときは、当該特定業種に属する事業を営む中小企業者のうちから、組合員となろうとする者を募集しなければならない。

7 組合は、前項の規定による募集に応じた者の数が当該特定業種に属する事業を営む中小企業者の数に労働省令で定める率を乗じて得た数に達したときは、労働大臣に対し、当該特定業種に係る第七十五條第一項第一号の業務の開始の認可を申請しなければならない。

8 第六項の規定による募集に応じた者は、前項の認可があつた時において、組合員となる。この場合において、その者と組合との間には、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約が締結されたものとみなす。

9 前項の特定業種退職金共済契約は、組合が当該特定業種に係る第七十五條第一項第一号の業

務を開始する日にその効力を生ずるものとする。

(区分経理)

第七十六條の三 組合は、特定業種ごとに行う業務に係る経理については、特定業種ごとに、それぞれ他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第七十七條中「当該特定業種」を「特定業種」に、「その事業」を「組合の事業で当該特定業種に係るもの」に改める。

第七十八條第一項中「及び第五項」を削り、「労働大臣」との下に「同条第五項中「第四十四條第一項第三号」とあるのは「第七十五條第一項第三号」と「労働大臣及び通商産業大臣」とあるのは「労働大臣」とを加え、「当該特定業種」を「特定業種」に改める。

第七十九條第一項第一号中「第六十八條第四項若しくは」を削る。

第八十條第三項中「当該特定業種に係る」を削り、同条第四項中「第六十八條第七項」を「第七十六條の二第八項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第五項中「第八十一條第二項第一号」を「次条第二項第一号」に改める。

第八十二條第五項中「参酌して」の下に「特定業種ごとに」を加える。

第八十三條の次に次の一条を加える。

(被共済者が特定業種間を移動した場合の取扱

い)  
第八十三條の二 組合は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時において第八十二條第一項第二号ハに該当したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額

(納付された掛金の総額がこれを超える場合)  
第八十八條において準用する第十條第三項の規定により退職金が減額して支給されるべきと



年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して四月を経過する日とする。

4 第一項の規定により新組合が旧組合の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、特定業種ごとに設立された旧組合が旧法第七十八条第一項において準用する旧法第五十一条の規定により積立金又は繰越欠損金として整理している金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、新法第七十六条の三の規定により設けられる当該特定業種に係る特別の勘定の積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

5 第一項の規定により新組合が承継した財産のうち特定業種ごとに設立された旧組合の財産で当該特定業種に属する事業の事業主が特定業種退職金共済契約によらないで旧組合に拠出したものがあるときは、新組合は、当該財産については、新法第七十七条の規定により管理し及び運用しなければならない。

6 第一項の規定により旧組合が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。  
(権利の承継に伴う経過措置)

第六条 前条第一項の規定により新組合が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

2 前条第一項の規定により新組合が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税を課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 新組合が前条第一項の規定により承継し、かつ、引き続き保有する土地で旧組合が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。  
(職員に関する経過措置)

第七条 旧組合の解散の際現にその職員として在職する者で、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号。以下この条において「昭和五十四年改正法」という。)附則第十一条第一項の復帰希望職員に該当するものうち、引き続き新組合の職員となつたもの(以下この条において「新組合関係復帰希望職員」という。)に係る昭和五十四年改正法附則第十一条第二項の規定の適用については、新組合及び新組合関係復帰希望職員は、それぞれ、昭和五十四年改正法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の第二項に規定する公庫等及び公庫等職員とみなす。

2 新組合関係復帰希望職員に係る昭和五十四年改正法附則第十一条第四項の規定の適用については、その者は、同条第一項の復帰希望職員とみなす。

第八条 旧組合の解散の際現にその職員として在職する者で引き続き新組合の職員となつたものについては、新組合が国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等に該当する場合に限る。国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第九項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号)による改正後の中小企業退職金共済法第五章第二節の特定業種退職金共済組合において使用される者として在職した後」と、同法附則第十二項中「附則第九項に規定する者」とあるのは「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律附則第八條の規定により読み替えて適用される附則第九項に規定する者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(事業年度に関する経過措置)  
第九条 新組合の最初の事業年度は、新法第七十

八条第一項において準用する新法第四十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十七年三月三十一日に終わるものとする。  
(旧組合等がした行為等に関する経過措置)

第十条 新組合の成立前に、旧法の規定により旧組合に對してした処分、手続その他の行為は新法の相当規定により新組合に對してしたものと、旧法の規定により旧組合がした処分、手続その他の行為は新法の相当規定により新組合がしたものとみなす。

(被共済者が移動した場合における経過措置)  
第十一条 旧法第九十四条第三項の規定においてその例によることとされる場合における同条第一項の規定に基づき甲特定業種に係る旧組合から乙特定業種に係る旧組合に對して行われた同項の引渡しは、新法第八十三条の二第一項の規定に基づき新法第七十六条の三の規定により設けられている甲特定業種に係る特別の勘定から同条の規定により設けられている乙特定業種に係る特別の勘定に對して行われた同項の繰入れとみなして、新法第八十三条の二第二項の規定を適用する。

2 新法第八十三条の二第二項及び第九十四条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に新法第八十二条第一項から第三項までに規定する支給事由が生じた者に係る退職金について適用し、施行日前に旧法第八十二条第一項から第三項までに規定する支給事由が生じた者に係る退職金については、なお従前の例による。

3 新法第九十四条第四項においてその例によることとされる場合における同条第二項の規定は、施行日以後に退職した者に係る退職金について適用し、施行日前に退職した者に係る退職金については、なお従前の例による。  
(政令への委任)  
第十二条 附則第六条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に對して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)  
第十三条 この法律の施行前にした旧法の規定に違反する行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

特殊法人の整理合理化を図るため、特定業種ごとに設けられている特定業種退職金共済組合を解散するとともに、一の特定業種退職金共済組合を設立し、これに、特定業種に属する事業を営む中小企業者に期間を定めて雇用される者に係る特別の退職金共済制度を一元的に運営させることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「四十八時間」を「四十時間」に改め、同条第二項中「四週間」を「二週間」に、「四十八時間」を「四十時間」に、「定めを」に、「その定め」を「その定め」に改める。

第三十三条第一項中「若しくは第四十条」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「若しくは第四十条」を削る。

第三十五条第一項中「少くとも一回の休日」を「少なくとも連続した二日の休日」に改め、同条第二項中「四週間」を「二週間」に改める。

第三十六条中「若しくは第四十条」を削り、「但し」を「ただし」に改める。

第三十七条第二項中「第三十三条若しくは」を「第三十三条又は」に改め、「若しくは」は休日労働させた場合又は午後十時から午前五時(労働に關する主務大臣が必要であると認める場合)においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時)までの間において労働させ、

一時から午前六時)までの間において労働させ、

「又はその日」及び「又は労働日」を削り、「二割五分以上の率で計算した」を「百分の五十以上の」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

使用者が、第三十三條又は前条の規定によつて休日に労働させた場合においては、その日の労働については、通常の労働日の賃金の計算額の百分の百以上の割増賃金を支払わなければならない。

使用者が、午後十時から午前五時までの間（労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時までの間）において労働させた場合（第一項又は前項の規定の適用がある場合をも含むものとする。）においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の百分の百以上の割増賃金を支払わなければならない。

第四十條を次のように改める。

#### 第四十條 削除

第六十條第一項中、「第三十六條及び第四十條」を「及び第三十六條」に改め、同条第二項中「四十二時間」を「三十五時間」に改め、同条第三項中「四十八時間」を「四十時間」に改める。  
第百十九條中第三号を削り、第四号を第三号とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、第三十七條の改正規定及び次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

##### （経過措置）

2 この法律の施行（前項ただし書の規定による施行をいう。）前にしたこの法律による改正前の労働基準法（以下この項において「旧法」という。）第三十七條第一項に規定する労働に係る割増賃金及び旧法第百十四條の附加金については、なお従前の例による。

3 この法律の施行（附則第一項ただし書の規定による施行を含む。以下同じ。）前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる割増賃金に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 理 由

労働者の健康の維持増進及び生活の向上に資し、労働条件に関する国際的な動向に対処し、並びに雇用機会の増大に資するため、週休二日制を実施するほか、労働時間等の特例を廃止するとともに、時間外労働、休日労働及び深夜労働についての賃金の割増率を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十六年三月三十日印刷

昭和五十六年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W